

手すり先行工法安全対策推進事業
[手すり先行工法による足場工事に係る支援]
支援現場募集のお知らせ

この事業は、建設業労働災害防止協会が厚生労働省の事業委託を受け実施しております。
この事業の一環として、「手すり先行工法による工事の実施に対する支援」を下記のとおり行います。

1. 支援内容

- ①手すり先行工法に関する**技術的事項、安全作業等**についての**指導等**
- ②手すり先行工法による足場の工事の実施に要する**経費**の支援 **[民間工事対象]**

[支援金額]...1企業1現場

- 1) **ビル**建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が
概ね 500㎡⇒支援金額 **315,000**円（消費税込）
- 2) **木造**建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が
概ね 200㎡⇒支援金額 **126,000**円（消費税込）

2. 支援申請受付**締切** 第4次締切 **1月末日**

3. 支援件数 **3**件（申請多数の場合は抽選で決定します。）

[支援対象要件] …… 次のいずれにも該当することが必要です。

- (a) 手すり先行工法による足場を設置する建設工事の施工業者等であること。
- (b) 「手すり先行工法による足場組立て等作業手順書」を定め、これに基づいて作業を行うことができること。
- (c) 建災防支部に配置している手すり先行工法技術相談員から、必要に応じて次の安全作業上の指導等が受けられること。
 - i 手すり先行工法に関する作業計画作成の指導
 - ii 作業計画に基づいた手すり先行工法による足場の工事の実施時の現場指導
 - iii 支援申請時における確認、足場リース・組立て業者の選定指導、安全パトロールの実施等
- (d) 支援を受ける事業者は、当該足場の工事の実施に係る施工上の全ての責任を負うこと。
- (e) 手すり先行工法による足場は十分な改善措置機材、部材強度等を有するものであること。

* **支援申請書**の請求等詳細は「建災防**広島県支部**事務局（TEL082-228-8250）」
にお問い合わせください。